

定期券での乗越しについて

(2025年8月31日まで)

定期券に記載の運賃区間を超えて利用した場合、**乗越し運賃**が必要です。

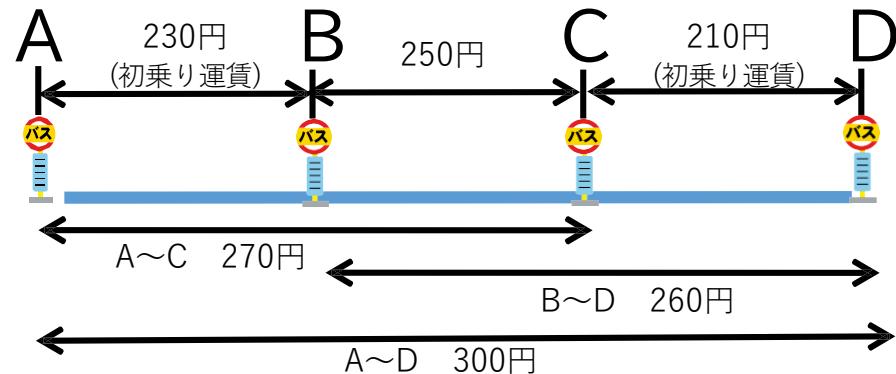
※乗越し運賃は、ご利用区間の運賃と定期券に記載の運賃との差額ではありません。定期券の種類により以下のとおりとなります。

通勤定期券

乗り越した区間の**普通運賃**を收受いたします。

※「**乗車起点の乗越し運賃**」と「**降車起点の乗越し運賃**」を比較し、安い運賃額を收受します。

例) 通勤定期券270円区間で、AからDまで(300円区間)利用した場合



乗車起点の乗越し運賃	降車起点の乗越し運賃
Aを起点とするため、270円区間定期券の利用範囲はCまでとなり(A~Cの運賃:270円)、 乗越し運賃はC~D間の 210円 となります。	Dを起点とするため、270円区間定期券の利用範囲はBまでとなり(D~Bの運賃:260円)、 乗越し運賃はB~A間の 230円 となります。

→より安価な**「210円」**を收受します。

※適用外※ 例えば、190円区間定期券でAからDまでご利用の場合、乗車・降車起点とも初乗り運賃に満たないため、A~Dの通常運賃(300円)を收受します。

通学定期券・スクールパス

定期券に記載の運賃区間が乗車起点・降車起点どちらかの初乗り区間を超えていれば、**乗越し運賃**は一律**180円**です。

※適用外※ 例えば、スクールパス200でAからDまでご利用の場合、乗車・降車起点とも初乗り運賃に満たないため、A~Dの通常運賃(300円)を收受します。

備考

- hanica定期券の場合、乗越し運賃はチャージ分から自動的に收受いたします。
- チャージ分が不足している場合は現金でお支払いください。
- 他のICカードでのお支払いは原則できません。